



長運輸第1036号の2  
長運整第 535号の2  
平成23年10月20日

自動車運送事業者 各位

長野運輸支局長



事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長、自動車技術安全部長から別紙（平成23年10月18日付け北信交監第132号、北信技保第42号）のとおり通達があったので了知願います。

印運



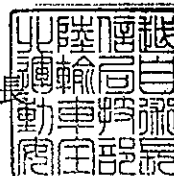
北信交監第132号  
北信技保第42号  
平成23年10月18日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部 長



北陸信越運輸局自動車技術安全部 長



### 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により、安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定しているとともに、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならぬことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、去る、平成23年10月7日においても、愛知県瀬戸市において乗客39名を乗せた貸切バスが崖から転落し、運転者が死亡、乗客2名が重傷、乗客37名が軽傷を負う重大事故が発生しました。

この事故は、当該貸切バス運転者の事故直前のくも膜下出血の発症により発生したものであることが判明したことを受け、自動車局安全政策課長から別紙（平成23年10月14日付け国自安第32号の2）のとおり通達があったところです。

また、管内においても、健康状態に起因する事故が頻発している状況であります。（別添参照）

かかる事態を鑑み、健康状態に起因する事故防止を図るため、下記の事項について再徹底を図るよう貴支局管内の関係事業者に対し指導方お願いします。

## 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成 22 年 7 月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。



国自安第32号の2  
平成23年10月14日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。



国自安第 32 号の 2  
平成 23 年 10 月 14 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

国自安第32号  
平成23年10月14日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿  
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿  
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
社団法人全日本トラック協会会長 殿  
社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

#### 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、これまでも、事業用自動車の運転者の健康状態の確認についての徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成23年10月7日、愛知県瀬戸市において、乗客39名を乗せた貸切バスが崖から転落し、運転者が死亡、乗客2名が重傷、乗客37名が軽傷を負う重大事故が発生しました。

この事故は、当該貸切バスの運転者が、事故の直前にも膜下出血を発症したために発生したものであることから、下記の事項について再徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

#### 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
  
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

○平成23年中の管内における事業用自動車の健康状態に起因する事故<sup>\*</sup>の状況(平成23年9月末現在)

発生日時	業態	病名等	死亡 人数	重傷 人数	軽傷 人数	当時の状況
平成23年3月11日	乗合	急性大動脈瘤解離	0	1	0	中央自動車道のパーキングエリアにて、運転者が休憩中に気分が悪くなり、営業所へ報告した。旅客が当該運転手の健康状況があまりにも悪いため、救急車を手配し、病院へ緊急搬送された。 なお、点呼時において健康状態の異常は感じられなかったとのこと。
平成23年5月9日	乗用	運転中の意識消失	0	1	1	県道において、運転手が乗客を乗せ走行中、急に意識もうろうとなり、意識を失ったため、対向車線へ斜めに進入し、対向車線を走行していたバスと正面衝突し、当該運転手が軽傷を負い、乗客が重傷を負った。
平成23年5月17日	貨物	心筋梗塞	1	0	0	事業者は、運転手の所在が不明になり富山県の警察署に捜索願を出していたところ、千葉県の消防署より、当該運転者の車両が国道の路肩に駐車しているのが発見された旨の連絡があった。その後、心筋梗塞による死亡が確認された。
平成23年5月26日	乗用	低血糖発作による突発的な意識障害	0	0	1	国道を走行中、運転手が、突然、目が回る感覚を覚え危険を感じたため、一旦ブレーキを踏んだが、その後直ぐに気を失った。このため、ブレーキから足が離れ車が緩やかな速度で進み、交差点(当時青信号)を右折気味に曲がり、歩道を乗り上げて民家の石塀に衝突した。 この状況を見ていた通行人が救急車を呼び当該運転手が病院へ搬送された。 なお、事業者には、消防署、警察署を経由し事故の一報が入ったもの。
平成23年6月1日	貨物	急性心不全	1	0	0	集荷先において、集荷の準備中であつたため、運転手Aが、当該自車の運転席内ベッドで仮眠を取っていた。 集荷準備の完了を携帯電話で呼び出すも反応が無かつたため、当該集荷先に居合わせた別の運転手に確認させたところ、運転手Aの車両の中で意識不明の状態となっていた。 (病院へ搬送されるも、死亡が確認された。)
平成23年6月28日	乗合	一過性のめまい	0	0	0	北陸自動車道を走行中、運転手が、「めまい」を感じたため、最寄りのパーキングエリアに停車し、運行管理者に電話にて、めまいによる体調不良の申告した。このため、運行管理者は以後の運転を中止させるとともに、直ちに交代運転手を直ちに現地に向かわせ運転を交代した。 なお、点呼時において健康状態の異常は感じられなかったとのこと。

<sup>\*</sup>本表における事故は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第9項に該当し、自動車事故報告書の提出があつたものものを示す。